

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月21日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

令和6年執行衆議院選挙にかかる開票所設営及び撤去業務委託（鶴見区）

2 履行（納品）場所

横浜市鶴見スポーツセンター

3 契約日

令和6年10月18日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和6年10月28日（月）まで

5 契約金額

4,488,000円（概算契約）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港北区新横浜2-18-13
TSP東日本株式会社
代表取締役 水澤 秋雄

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年10月9日（水）に衆議院が解散されたことに伴い、第50回衆議院議員総選挙が令和6年10月27日（日）に執行されました。

選挙時には、当区において鶴見スポーツセンター（鶴見区元宮2丁目5-1）を開票所としており、開票所として使用するため、体育室の養生や机等の必要物品のレンタル及び設置を行う必要があります。

衆議院選挙は小選挙区・比例代表・国民審査と選挙の種類が多く、使用する体育室が1階と2階にわたります。また、鶴見スポーツセンターは普段から利用者が多く、開票所の使用のために借り上げられる期間が限られるため、短時間で膨大な量の設営を行う必要があります。また設営作業等にあたっては大人数の人員手配が必要です。

当該委託は予定価格100万円以上の第1類委託となるため契約部に依頼し、指名競争入札を行いました。10月10日に契約部より入札者が1者しかいなかったため不調

となった旨の連絡がありました。

今回の衆議院議員総選挙は解散表明から執行までの期日が歴史的に短く、その後入札手続きを行うことは時間の制約上困難なことから、単独随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

国政選挙であるため全国の市区町村から同時期に開票所設営等が発注され、対応可能な事業者が限られている状況の中、当該事業者は、過去に本契約の受注実績があり、短い準備期間においても対応可能である旨の回答を得た事業者であるため、契約を締結しました。

9 所管課

鶴見区総務課